

# 国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する 具体的対応について（関連部分抜粋）

〔平成6年6月23日 6林野管第108号〕  
〔林野庁長官より各営林(支)局長等あて〕  
〔最終改正〕平成23年7月11日 23林国管第29号

このことについて、「入札契約手続の改善に関する具体的対応について」（平成6年2月23日付け6林野政第106号林野庁長官通達）が施行されたところであるが、国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の具体的な実施については、下記によることとしたので通知する。

## 記

### Ⅶ 入札監視委員会の設置及び運営について

#### 第1 趣 旨

森林管理局等における契約に係る競争参加条件の設定、資格の確認、指名業者の選定等の手続の透明性を一層高めるとともに、入札及び契約事務の適正化を図るため、森林管理局に入札監視委員会（以下Ⅶにおいて「委員会」という。）を設置するものとする。

なお、委員会の設置及び運営に当たっては、以下及び別添1「入札監視委員会の運用上の留意点」によること。

#### 第2 委員会の事務

委員会は、森林管理局長の要請に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 1 森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が行った契約（国の収入原因契約、国の行為を秘密にする必要がある契約及び予定価格が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第2号、第3号、第4号又は第7号に掲げる金額を超えない契約を除く。以下同じ。）に関し、入札及び契約手続の運用状況並びに管理課長が別に定めるところにより森林管理局において実施する随意契約に係る監査（以下「森林管理局監査」という。）の結果等についての報告を受けること。
- 2 対象契約のうち委員会が抽出指定したものに関し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯並びに随意契約とし

た理由及び経緯等についての審議を行い、必要に応じて意見の具申又は勧告を行うこと。

- 3 1の報告及び2の審議結果を踏まえ、入札結果を分析するとともに、入札事務及び契約事務の適正化並びに入札談合の防止に向けた方策について総合的に審議すること。
- 4 「IX工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理の手続について」の第4及び林野庁工事成績評定要領の第8の第4項に規定する再苦情処理を行うこと。

### 第3 委員会の構成及び事務局の設置

- 1 委員会は、契約制度に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者3名以上をもって構成することとする。  
なお、委員の中から委員長を互選するものとする。
- 2 委員会に、事務局を置く  
事務局は、企画調整室（北海道森林管理局にあつては業務調整課）に置くものとし、当該室（課）の監査官等が庶務を行うものとする。

### 第4 会 議

- 1 第2の1から3までの事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、次により行う。
  - (1) 定例会議は、原則として、(2)の表の左欄に掲げる時期に開催する。
  - (2) 定例会議における第2の1の報告（以下「報告」という。）は、それぞれ次の表の右欄に掲げる期間に締結した契約を対象とする。

開時期	報告対象期間
5月又は6月	第4四半期(1月～3月)
8月又は9月	第1四半期(4月～6月)
11月又は12月	第2四半期(7月～9月)
2月又は3月	第3四半期(10月～12月)

- (3) 報告は、事務局が、次の表の左欄に掲げる事項のうち該当する事項について、右欄に掲げる資料、談合情報等の対応状況及び森林管理局監査の結果並びに委員が事前に指示した資料を提出して行うものとする。

事 項	作成する資料

工事契約総括表	入札方式別発注工事総括表（別紙様式 6 - 1）
業務契約総括表	入札方式別発注業務総括表（別紙様式 6 - 2）
物品・役務契約総括表	物品・役務の調達方法別総括表（別紙様式 6 - 3）
競争入札による契約 （公共工事等）	競争入札（公共工事等）（別紙様式 7 - 1）
随意契約（公共工事等）	随意契約（公共工事等）（別紙様式 7 - 2）
競争入札による契約 （物品役務等）	競争入札（物品役務等）（別紙様式 7 - 3）
随意契約（物品役務等）	随意契約（物品役務等）（別紙様式 7 - 4）
指名停止	指名停止等一覧表（別紙様式 8）
再度の入札における一位 不働の状況（土木一式工 事、建設一式）	再度入札における一位不働状況（様式 9 - 1）
再度の入札における一位 不働の状況（測量、建設 コンサルタント、地質業 者、補償コンサルタント、 その他の公共工事）	再度入札における一位不働状況（様式 9 - 2）
再度入札における一位不 働の状況（物品の製造、 物品の購入、役務の提供 等）	再度入札における一位不働状況（様式 9 - 3）

- (4) 委員会の委員に対してⅧ「公正入札等調査委員会の設置について」別表に掲げる公正入札等調査委員会から、同通知別添の入札等談合情報マニュアル

第3の規定に基づく報告があった場合には、原則として、当該報告のあった直後の定例会議において、事務局が当該報告に係る一連の経緯を記載した適宜の資料を作成し、報告するものとする。ただし、委員会の委員に、同通知別添の入札等談合情報マニュアル第3の2(1)なお書に該当する者がいる場合には、定例会議での報告は行わず、利害関係のない委員に対して持ち回りその他適宜の方法により報告するものとする。

- (5) 定例会議において審議を行う契約の抽出は、当該定例会議に先立ち、委員が別紙様式7-1から別紙様式7-4までに記載された契約の中から、事前に行うものとし、その方法、件数等については、林野庁管理課長が別に定める規準を踏まえ、委員会であらかじめ定めておくこととする。
- (6) 委員会は、必要があると認めるときは、事務局に対し、提出資料の追加を求めることができるものとする。

2 第2の4の事務に係る会議（以下「苦情処理会議」という。）は、第6の2の申立てがあった場合、必要に応じ開催する。なお、再苦情の申立ては、再苦情申立書（別紙様式10）を提出して行うものとする。

3 会議は、非公開とする。

## 第5 意見の具申及び勧告

- 1 委員会は、第2の1又は2の事務に関し、報告の内容又は審査した契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要に応じて、森林管理局長等に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 森林管理局長は、委員会から前項の意見の具申又は勧告があったときは、林野庁長官を通じて、大臣官房経理課長に速やかに報告するとともに、事案の調査及び改善策等の検討を行い、その結果を林野庁長官を通じて、大臣官房経理課長に報告し、協議を行うものとする。
- 3 森林管理局長は、大臣官房経理課長との協議により、前項の意見の具申又は勧告に係る事案が重要なものであると判断した場合には、速やかに当該事案の調査及び改善策等の検討結果について林野庁長官に報告するものとする。  
林野庁長官は、報告を受けた具申又は勧告及び検討結果について大臣官房長に報告する。また、林野庁長官は当該検討結果について必要に応じて、政務三役及び事務次官に、当該意見の具申又は勧告の内容及びこれに対して措置すべき事項を説明するものとする。
- 4 森林管理局長は、前2項に規定する報告及び説明を行った後、当該意見の具申又は勧告に対して措置すべき事項を実施するとともに、その実施内容について、直後の定例会議において委員会に報告しなければならない。

- 5 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。
- 6 委員会は第2の3の事務に関し、分析結果及び審議内容をすみやかに林野庁管理課長に報告するものとする。
- 7 林野庁管理課長は、前項の報告を受けたときは、必要に応じて分析、各森林管理局への情報提供等を行うものとする。

## 第6 再苦情の処理

- 1 森林管理局長等は、非指名理由の通知に係る苦情を受けた場合、再苦情の申立てができる旨を相手方に対して示すものとする。その場合、再苦情の申立ては、非指名理由の通知に係る苦情の処理の回答が行われてから7日（この日数には、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含めないものとする。以下同じ。）以内に、森林管理局長等に対して、書面により行わなければならない旨を明示する。
- 2 森林管理局長等は、再苦情の申立てがあった場合、委員会に審議を依頼するものとする。
- 3 委員会は、第2の4の事務に関し、前項の再苦情の申立てがあったときは、申立ての期間の経過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるとして、却下すべき場合を除き、苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 4 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を森林管理局長に報告するとともに、必要があると認めるときは、これを公表することができる。
- 5 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。
- 6 森林管理局長は、前項の報告がなされたときは、その日から7日以内を目途に申立者に対して、その結果を回答するものとする。その際、申立てが認められなかったときは、その申立てに根拠が認められないと判断された理由を示し、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重して、それに伴い森林管理局長が講じようとする措置の概要を明らかにするものとする。

## 第7 公表

森林管理局長は、次の事項については、これを事務局において閲覧に供するとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

### (1) 委員の構成

委員の氏名及び職業を毎年度、その年度の最初の委員会開催後遅滞なく、公表するものとする。

なお、委員の変更があった場合には、変更後最初の委員会の開催後遅滞な

く公表するものとする。

(2) 審議に係る議事の概要

森林管理局長は審議に係る議事の概要を別紙標準様式 2-1、2-2 により取りまとめの上、別紙様式第 7-1 から別紙様式第 7-4 までのほか必要な資料とともに、委員会終了後遅滞なくこれを公表するものとする。

(3) 報告

森林管理局長は、(1)の委員の構成及び(2)の審議に係る議事の概要について、公表後速やかに、林野庁管理課長を経由して別紙様式により大臣官房経理課長に報告を行うものとする。